

防整技第 7173号
28.3.31

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

環境調査に係る業務委託費算定要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長、防衛監察監

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

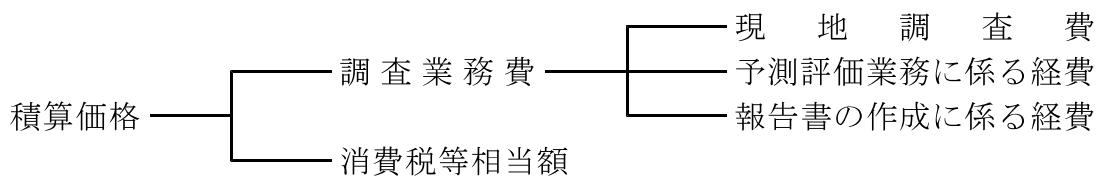
環境調査に係る業務委託費算定要領

1 適用範囲

本要領は、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）の環境調査に係る事務処理（説明会の開催等に係る業務を除く。）を部外へ委託する場合の業務委託費の算定に適用する。

2 積算価格の構成

積算価格の構成は、次を標準とする。



なお、積算価格は、建設コンサルタント等から徴した見積書を以下の各号により適正に審査し決定するものとする。

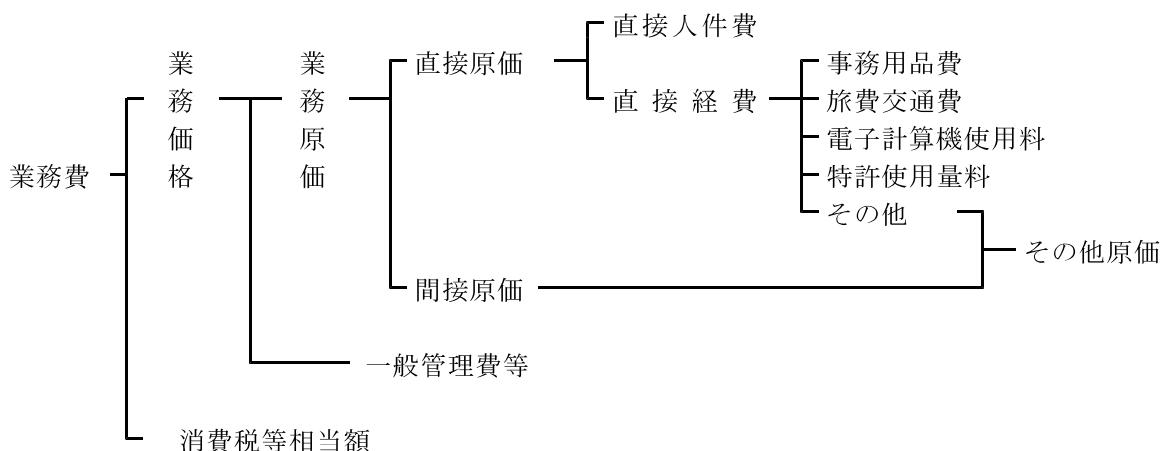
3 調査業務費の内訳と算定

(1) 現地調査費の算定は、測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等について（防整技第7172号。28.3.31）に準じて行うものとする。

なお、費目の算定に使用する価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

(2) 予測評価業務及び報告書の作成に係る経費の算定は、次によるものとする。

なお、各費目の算定に使用する価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。



ア 直接原価

(ア) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者的人件費等の合計額とし、別に定められた基準日額、労務単価により算定するものとする。

(イ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費で、次に掲げるものとする。

- a 事務用品費
- b 旅費、交通費
- c 電子計算機使用料及び機械器具損料
- d 特許使用料、青写真賃写費、印刷費等

イ その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

(ア) 間接原価は、当該担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

その他原価の算定方法

$$\begin{aligned} \text{(その他原価)} &= (\text{直接人件費}) \times (\text{その他原価率}) \\ &= (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha) \end{aligned}$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合とする。

また、係数 $(\alpha / 1 - \alpha)$ の端数は、パーセント表示の小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は、業務における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

一般管理費の算定方法

$$\begin{aligned} \text{(一般管理費等)} &= (\text{業務原価}) \times (\text{一般管理費等率}) \\ &= (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta) \end{aligned}$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合とする。

また、係数 $(\beta / 1 - \beta)$ の端数は、パーセント表示の小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

4 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づく額とする。

5 設計変更積算価格の算定

設計変更積算価格の算定は、原設計の算定に準じ行うものとする。